稲敷市施設予約システム導入・運用業務委託

プロポーザル審査(評価)要領

１．選定方法

（１）参加表明については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。

（２）企画（技術）提案書の選定は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。

（３）配点及び評価基準は下記のとおりとする。

２．業務実施上の留意事項（次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。）

（１）企業の前年度売上高が著しく低い場合。

（２）企業の職員数が著しく少ない場合。

（３）企業の同種業務実績がない場合。

（４）業務責任者が同種業務の実績がない場合。

（５）業務責任者が提出者の組織に属していない場合。

（６）業務責任者が１名でない場合。

（７）各担当者が２名以下でない場合。

（８）配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法１０３条の規定を、

地方公務員の場合は、地方公務員法第３８条の規定をみたしていない場合。

（９）業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。

（10）業務分野の大部分を再委託する場合。

（11）協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。

（12）その他、設定した条件を満たしていない場合。

３．技術資料の評価基準　（１次審査)

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 配点 |
| 技術資料 | 企業の概要、業務実績等 | 資本金、従業員数、同種・類似業務の実績等 | ２０ |

※実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず失格とする。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

４．企画(技術)提案書の評価項目及び配点，評価基準　（２次審査）

提出された企画(技術)提案書について、次の評価基準に基づき評価する。なお、企画(技術)提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 配点 |
| システム機能・内容・実績等 | ・システムの基本性能について有効な機能(使いやすさ、分かりやすさ等)を備えているか。・稲敷市の施設利用状況に対応した性能を備えているか。・施設予約システムの導入実績はどうか。 | １０ |
| システム導入時・導入後の支援体制 | ・保守内容、サポート体制、保守の範囲や障害発生時の対応はどうか。・導入支援業務は適切か。・システム稼働までの業務の実施手法や内容が明確であるか | １０ |
| 運用保守 | ・システム稼働後のサポート体制・保守料の範囲で実施できる支援内容・保守に関するオプションサービス等・障害発生時の対応 | １０ |
| 導入支援事業 | ・システム稼働までに貴社が行う作業内容・システム稼働までに当市職員が行うべき内容・導入支援業務の遂行にあたっての貴社の創意・工夫 | １０ |
| 研修体制 | ・システム稼働にあたって行う当市職員等向けに実施する研修内容 | １０ |
| 小計 | ５０ |

企画提案書の評価

企画提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。

採点は評価項目の採点基準に基づき評価点（小数点以下第３位を四捨五入した値）を算出し、５０点を満点とする。

【評価項目の採点基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 評価内容 | 採点基準 |
| Ａ | 優れている | 配点×1.00 |
| Ｂ | やや優れている | 配点×0.75 |
| Ｃ | 普通 | 配点×0.5 |
| Ｄ | やや劣っている | 配点×0.25 |
| Ｅ | 劣っている | 配点×0 |

５　ヒアリングの評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価基準 | 配点 |
| ヒアリング | 専門技術 | 当該業務の実施方針等や手法について明確に説明でき、業務経験や知識が豊富であるか。 | １０ |
| 取組意欲 | 当該業務全般を通して取組意欲が感じられ、効果的な提案や積極的な補足説明を示しているか。 | １０ |
| プレゼンテーション能力 | わかりやすく業務に対する期待度が持てるか。また、質問に対する回答が的確で簡潔であるか。 | １０ |
| 小計 | ３０ |

ヒアリングの評価

ヒアリングの評価は、専門技術、取組意欲、プレゼンテーション能力についての評価とする。

採点は評価項目の採点基準に基づき評価点（小数点以下第３位を四捨五入した値）を算出し、３０点を満点とする。

【評価項目の採点基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 評価内容 | 採点基準 |
| Ａ | 優れている | 配点×1.00 |
| Ｂ | やや優れている | 配点×0.75 |
| Ｃ | 普通 | 配点×0.5 |
| Ｄ | やや劣っている | 配点×0.25 |
| Ｅ | 劣っている | 配点×0 |

６．参考見積について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の着目点 | 留意事項 |
| 参考見積 | 業務コストの妥当性 | 業務規模と大きく乖離がある場合は非特定 |

７．企画(技術)提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画(技術)提案書について、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、要求に対する提案毎の平均評価点数を比較し、平均点数の高い項目が多かった者を特定者とする。また、前記の方式をもって比較しても差がない場合は、参考見積の額が低い者を特定者とする。

なお、企画（技術）提案書を提出したものが１者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。